

福岡県公報

平成24年2月22日
第 3 3 6 6 号

目 次

告 示 (第229号 - 第256号)

○都市計画の変更	(都市計画課)	1
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○都市計画の変更	(都市計画課)	4
○都市計画の変更	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	11
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	11
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	12

公 告

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(生活安全課)	12
公安委員会		
○福岡県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	12
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	14

告 示

福岡県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年 2月22日

福岡県知事 小 川 洋

筑紫野都市計画土地区画整理事業を変更（筑紫駅西口土地区画整理事業の変更）

福岡県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基

づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
直介歯74	くりはら歯科クリニック	直方市古町17-29	23・12・20	居管・予居管
直介歯78	おんがの歯科医院	直方市大字感田2657-5	24・1・1	居管・予居管
朝倉介薬40	フラワー薬局杷木店	朝倉市杷木池田541-1	24・1・1	居管・予居管
飯介薬155	くすの木薬局	飯塚市横田771-7	24・2・1	居管・予居管
粕居105	訪問看護ステーション緑の風	糟屋郡志免町志免東4丁目48-4	24・1・1	訪看・予訪看
大居211	パナソニックエイジフリー介護センター大牟田	大牟田市大正町4丁目3-5（西駅コーポ）	24・1・1	福用・福販・予福用・予福販
大居210	ヘルパーステーションアトム	大牟田市一浦町122-5（石井アパート202）	24・1・1	訪介・予訪介
飯居288	トータルサポート	飯塚市赤坂884-3	24・1・1	福用・福販・予福用・予福販
田居169	福祉用具サポートセンター	田川市大字伊加利2195-40	24・1・1	福用・福販・予福用・予福販
田支64	ケアプランマーガレット	田川市本町1822-2	24・2・1	居支
八女支28	ケアプランRON	八女市川犬泉島1091-3	24・1・1	居支
八女居84	介護ショップRON	八女市川犬泉島1091-3	24・1・1	福用・福販・予福用・予福販
筑支16	ケアプランサービス絆	筑後市大字馬間田151-1	23・11・1	居支
筑居41	デイサービス絆	筑後市大字馬間田151-1	23・12・1	通介・予通介
行居83	デイサービスセンターあいあい行橋	行橋市西宮市5丁目31-17	24・1・1	通介・予通介
豊居31	デイサービスおこしかけ	豊前市大字四郎丸1308-1	23・4・1	通介・予通介

豊居32	ホームヘルプサービスおこしかけ	豊前市大字四郎丸1308-1	23・4・1	訪介・予訪介
小居36	ホームヘルプサービス池月	小郡市八坂29-1	23・11・1	訪介・予訪介
筑紫居62	どい内科クリニックショートステイ	筑紫野市光が丘4丁目5-3	24・1・1	短療・予短療
筑紫居63	さくら・介護ステーション筑紫野	筑紫野市針摺西1丁目8-24（ジュネスシティ105）	24・1・1	訪介・予訪介
春居59	リハビリデイサービスnagomi春日店	春日市若葉台東3丁目29	23・9・1	通介・予通介
大野支21	純ケアプランサービス	大野城市白木原1丁目12-15（西田コーポ102）	24・1・16	居支
像居67	グリーンケア・デイサービス宗像	宗像市宮田1丁目1-23	24・1・21	通介・予通介
像居68	自由ヶ丘デイサービスセンター	宗像市自由ヶ丘11丁目22-1（自由ヶ丘ヒルズ桜1階）	24・2・1	通介・予通介
像居69	陽の枝デイサービスセンター	宗像市上八1928	24・1・4	通介・予通介
像居70	宗像デイサービスひかり	宗像市自由ヶ丘南2丁目10-1	24・2・1	通介・予通介
宰居58	さくら・介護ステーション太宰府	太宰府市五条2丁目22-5（月見ヶ丘ビルB棟）	24・1・1	訪介・予訪介
筑紫地支6	ケアプランサービスなかがわ苑	筑紫郡那珂川町大字別所580	24・1・1	居支・予支援
筑紫地居34	ヘルパーステーションなかがわ苑	筑紫郡那珂川町大字別所580	24・1・1	訪介・予訪介
粕居106	訪問介護ステーション緑の風	糟屋郡志免町志免東4丁目48-4	24・1・1	訪介・予訪介
粕居104	さくら・介護ステーションきりん	糟屋郡志免町志免3丁目9-36（チェリーハイツA-205）	24・1・1	訪介・予訪介
粕支27	居宅介護支援事業所緑の風	糟屋郡志免町志免東4丁目48-4	24・1・1	居支
粕居107	しゃくなげの里	糟屋郡須恵町大字佐谷1633	24・1・1	通介・予通介

粕居108	シンエンス福岡営業所	糟屋郡新宮町大字三代797-1	24・2・1	福用・福販・予福用・予福販
宗遠居18	デイサービス第3赤とんぼ	遠賀郡水巻町頃末南1丁目12-5	23・11・1	通介・予通介
宗遠居19	デイサービス花福寿	遠賀郡水巻町下二西2丁目15-35	24・1・1	通介・予通介
田川居264	アイリスケアステーション	田川郡川崎町大字池尻614-1	24・2・1	訪介・予訪介
田川居265	デイサービスセンターシリウス	田川郡川崎町大字川崎楠本865-1	24・2・1	通介・予通介
京居111	京築ヘルパーステーション	築上郡築上町大字東八田760	24・1・1	訪介・予訪介
筑紫地居35	ねむのき青春塾	筑紫郡那珂川町下梶原2丁目6-3	24・2・1	認通・予認通
嘉麻介27	健康リハビリテーション内田病院	嘉麻市牛隈2510-4	23・12・1	訪看・訪リ・居管・居支・予訪看・予訪リ・予居管

福岡県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地居34	機能訓練デイサービス笑顔	アクティブデイサービス笑顔	糸島市前原1026-6	24・1・1

嘉鞍居2	デイサービスおはな喜湧一座	デイサービスおはな小竹	鞍手郡小竹町大字新多328	24・1・1
------	---------------	-------------	---------------	--------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春介菌53	白水歯科医院	春日市小倉1丁目97	春日市伯玄町2丁目29-3	24・1・1
朝倉介業11	馬場町薬局	朝倉市甘木734	朝倉市甘木739-4	24・1・1
嘉麻居83	ヘルパーステーションマーガレット	飯塚市柏の森940-2-505	田川市本町1822-2	24・2・1
遠支25	ケアプランセンターひまわり	遠賀郡芦屋町高浜町2-3-1F	遠賀郡芦屋町中ノ浜8-18	23・5・6
み居6	グループホーム陽だまり	みやま市瀬高町小川1152-4	みやま市瀬高町下庄480-3	21・9・1

福岡県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
遠居81	悠々ヘルパーステーション	中間市大字垣生893-1	24・1・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京介療4	宮部病院	築上郡築上町大字湊335	23・12・31

大居83	パナソニックエイジフリー介護 チェーン大牟田	大牟田市大正町4丁目3-5 西鉄コーポ1F101号	23・12・31
田居44	福祉用具サポートセンター	田川市大字伊加利2034-42	23・12・31
行居73	デイサービスセンターあいあい 天生田	行橋市大字天生田586-1	23・12・31
嘉麻居66	さんあいヘルパーステーション	嘉麻市牛隈2510-4	22・2・28
京居106	デイサービスセンターあいあい 勝山	京都郡みやこ町勝山大久保2437 -19	23・12・31

福岡県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

柳川都市計画道路を変更（柳川都市計画道路3・4・6号柳河停車場線、3・4・8号鬼童町枝光線、3・4・9号中島栄線、3・5・11号散田枝光線の変更）

福岡県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画道路を変更（久留米都市計画道路3・4・18号合川町津福今町線、3・4・20号野中町津福本町線、3・4・26号西田線、3・4・32号試験場前駅南線の変更）

福岡県告示第235号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字浜1592-1038並びに大字下府字浜840-424並びに下府1丁目1592-208
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区寺塚1丁目21番20号
社会福祉法人 聖会
理事長 脇山孝治

福岡県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡福智町伊方 (畑地区)	平成24年2月16日

福岡県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	吉井久留米自転車道	前	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	3.0 ～ 12.8	450.0
			後	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	5.0 ～ 12.8	450.0
			後	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	4.0 ～ 5.0	480.0

福岡県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井久留米自転車道	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで

福岡県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	豊田北野線	前	久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	7.5 ～ 9.7	475.0
				久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	7.5 ～ 12.0	473.0
			後	久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	6.0 ～ 8.5	480.0
				久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで		

福岡県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊田北野線	久留米市太郎原町11番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで

福岡県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	安谷線 赤谷線	前	朝倉市佐田79番2先から 朝倉市杷木赤谷1470番1先まで	1.8 ～ 8.5	1,800.0
			後	朝倉市佐田79番2先から 朝倉市杷木赤谷1470番1先まで	10.0 ～ 150.0	1,480.0

福岡県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷線 赤谷線	朝倉市佐田79番2先から 朝倉市杷木赤谷1470番1先まで

福岡県告示第243号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年1月31日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人ゆめみらいNIPPON
- 代表者の氏名
安部 芳英
- 主たる事務所の所在地
福岡県宗像市石丸四丁目3番17号
- 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、多様な交流事業を行い、社会貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第244号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年1月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
NPO法人 アイ愛
- 代表者の氏名
手嶋 昭一
- 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字川崎414番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は助けたり、助けられたりとの互助精神に基づき、健康で安心して生活できる地域社会の実現と、愉しくて生きがいのある長寿社会構築、芸術や文化的に充実した地域発展のため、志を同じくする者が相集い連帯と絆を強め、子供や高齢者、障害者及び病気の人に対する生活や家事援助、介護援助等の事業、そしてそれと共に地域の活性化を図るための各種事業を通じ、地域福祉の増進に寄与することを目的とする

福岡県告示第245号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糟屋郡新宮町相島 〃	篠崎直寿 井上博	新宮相島漁業協同組合の地区 (新宮相島加入区)	小型底びき網漁業、 小型船びき網漁業及 び小型一般漁業
福津市西福岡 〃	田畑利治 田畑政義	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧福岡漁業協同組合の地区 (福岡加入区)	小型船びき網漁業及 び小型一般漁業

福岡県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	鳥 栖 朝 倉 線	前	朝倉市中35番6先から 朝倉市中27番1先まで	7.8 ～ 15.4	16.6
			後	朝倉市中35番6先から 朝倉市中27番1先まで	15.4 ～ 15.5	

福岡県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市佐田2861番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	7.5 ～ 17.0	128.0
			後	朝倉市佐田2861番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	7.0 ～ 15.8	

福岡県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市佐田2861番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで

福岡県告示第249号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年2月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 仮称春日フォレストシティーファッションモール
- 所在地 福岡県春日市大字下白水205-1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年10月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,439.55平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
敷地南側	96

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
店舗南側	14
店舗南側	11
店舗南側	33
店舗南側	12
合計	70

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
店舗西側	24
店舗東側	24
合計	48

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
店舗西側	34.51
店舗東側	32.38
合計	66.89

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後9時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4ヶ所 敷地南側2箇所、敷地西側1箇所及び敷地東側1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

福岡県告示第250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成24年2月3日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 くりえいと三丁目商業施設
- (2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと三丁目3番1号
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
株式会社三喜	千葉県柏市中央町2番8号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
株式会社三喜	千葉県柏市中央町2番8号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成24年10月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,208平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
敷地南側	300

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
コスモス棟南側	10
サンキ棟南側	15
サンキ棟南側	15
サンキ棟南側	40
合計	80

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
コスモス棟北東側	100
サンキ棟東側	120
合計	220

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
コスモス棟内北東側	8.64
サンキ棟外東側	11.82

合計	20.46
----	-------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時
株式会社三喜	午前10時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 建物敷地西側2箇所及び建物敷地南東側1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

コスモス棟北東側 24時間

サンキ棟東側 午前6時から午後10時まで

福岡県告示第251号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年2月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ウェルバランス・リラクセーション

(2) 代表者の氏名

木村 久美子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区岡田町11番29-201号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、各専門分野の専門家が、心身の健康バランスに不安・興味のある方に対して、不調の原因調査・分析などを元に改善方法を創造し、リラクセーション（オフィスマッサージやアロマセラピーなど）を中心とした改善活動・研究・情報交換する事業を行い、仕事、家庭生活とトータル的にバランスの取れた健康的な地域社会と雇用促進に関する社会環境づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第252号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年2月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人MCLジャパン

(2) 代表者の氏名

藤瀬 憲一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区沼本町一丁目7番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本の若者や子どもたちのために、生きる力と希望に満ちているフィリピンの若者や子どもたちの心に触れる機会を作り、出会いと共感を通して心の回復をはかるようなプロジェクトを模索、推進、実行する。これらの活動を通して地球上に共に生きる人間としての自覚を深め、地球とそこに住む人類の幸福を求め平和な世界を実現することを目的とする。

福岡県告示第253号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

特定非営利活動法人日本人権同和会

(変更後)

特定非営利活動法人一隅会

(2) 代表者の氏名

池永 敏幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区蒲生1丁目1番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人権とは人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、すべての人々が個人として自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことの出来ない権利であることを尊重して、人権を守るための講演会、研修会事業などを行うことにより、人権の擁護の分野において公益の増進に寄与していくことを目的とする。

福岡県告示第254号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱1533の11

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1533の11（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第255号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

行橋市大字入覚字加美1311（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ本1315の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第256号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林子定森林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字木実坂53の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字木実坂53の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

共済事業を行う消費生活協同組合の経営の健全性を判断するための基準に関する規程案について、次のとおり意見を募集します。

平成24年2月20日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成24年2月20日から平成24年3月21日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県新社会推進部生活安全課消費生活センターに備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第5号

福岡県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年2月22日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第5号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第16条中 「生活環境課」を「生活保安課
生活経済課」を「サイバー犯罪対策課」に改める。

第19条及び第20条を次のように改める。

(生活保安課)

第19条 生活保安課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 銃砲刀剣類の所持許可及び取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 火薬類の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。
- (4) 核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び感染症の病原体等の運搬の届出の受理等に関すること（核燃料物質等については、警備課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 売春、わいせつその他の風俗事犯の取締りに関すること。
- (6) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (7) 風俗営業等、質屋及び古物商の許可等及び指導取締りに関すること。
- (8) 公害関係事犯その他環境関係事犯の取締りに関すること。
- (9) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。
- (10) 知的財産権関係事犯の取締りに関すること。
- (11) 不動産、金融その他の経済関係事犯の取締りに関すること。
- (12) 密貿易関係事犯の取締りに関すること。
- (13) 風俗環境浄化協会に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属さない諸法令違反の取締りに関すること。

(サイバー犯罪対策課)

第20条 サイバー犯罪対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (2) 不正アクセス行為等の取締りに関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (5) インターネット異性紹介事業に関すること。

(6) 情報技術を利用する犯罪の取締りの支援に関すること。

第28条第6号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第35条の4第1号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第2号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前号に掲げるもののほか、手りゅう弾その他の暴力団等の犯罪の用に供されるおそれのある武器の取締りに関すること。

第57条第2項に次の1号を加える。

(5) 特命事項に関すること。

(福岡県警察国有物品管理規則の一部改正)

第2条 福岡県警察国有物品管理規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「警察学校、北九州市警察部」を「市警察部、警察学校」に改め、同条第2項中「警察学校においては校長、北九州市警察部においては次長」を「市警察部においては次長、警察学校においては校長」に改める。

(福岡県警察職員特別賞じゅつ金支給規則の一部改正)

第3条 福岡県警察職員特別賞じゅつ金支給規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「警備部長」を「警備部長
福岡市警察部長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年福岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活安全部生活環境課」を「生活安全部生活保安課」に改める。

福岡県公安委員会規則第6号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年2月22日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県八女警察署の部広川交番の項中「大字新代1790番地2」を「大字新代597番地2」に改め、同表福岡県大牟田警察署の部三里交番の項中「三里町2丁目5番地2」を「三川町5丁目4番地3」に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月29日から施行する。